

集会所利用システム利用者規約

(適用範囲)

第1条 この規約は、墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号。以下「条例」という。）及び墨田区地域集会所の管理運営に関する条例施行規則（昭和57年墨田区条例第20号。以下「規則」という。）その他関連する法規に定めるもののほか、墨田区地域集会所を利用するために一般財団法人墨田まちづくり公社（以下「公社」という。）が運用及び提供する集会所利用システム（以下「システム」という。）を利用することについての一切に適用します。

2 システムにおいて提供するサービスの利用に伴う利用者登録等の事務については、公社が行うものとします。

3 公社は、利用者へ事前に通知することなくこの規約を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。この場合において、利用者は利用の都度、この規約の確認を行うこととします。

4 利用者がシステムによるサービスを受けるために利用者IDを入力したとき、本規約を承認したものとみなします。

5 本規約を承認したとき、利用者は施設利用に係る承認等の処分通知等をシステムを使用する方法により受ける旨に同意したものとみなします。

(利用対象施設)

第2条 システムにより利用の手続を行うことのできる施設（以下「施設」という。）及びその区分は別表1のとおりとします。

(利用者の登録)

第3条 システムを利用しようとする者は、本規約を承諾の上、利用者登録の申請を行うものとします。

2 利用者登録の申請は、公社（墨田区東向島2丁目36番10号東京東信用金庫本店ビル7階）の窓口（以下「公社窓口」という。）にて利用者登録申請書を提出することにより行います。その他の各種申請等を含め、公社窓口にて受け付ける申請等の受付時間は、平日の午前9時から午後4時30分とします。

3 利用者登録を行おうとする場合において、登録しようとする氏名に係る字体がシステムで取り扱うことが困難なものである場合は、仮名又は類似する標準文字を使用します。この場合において、当該個人並びに団体及びその構成員は、これを了承しなければなりません。

(登録申請の確認)

第4条 公社は、利用者登録の申請があったときは、運転免許証その他の当該本人（団体の場合は、この項の手続を行う者とします。）を証する書類（以下「本人確認書類」という。）の提示により登録申請内容の確認を行うものとします。

(登録の実施)

第5条 公社は、登録申請があった場合において、前条の規定による確認をしたときは、氏名又は団体名、住所又団体所在地、生年月日、電話番号、メールアドレスその他公社が必要と認める事項をシステムに登録します。

(登録の不承認)

第6条 公社は登録申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を承認しない場合があります。

- (1) 既に利用者登録IDの交付を受けている利用者である場合。
- (2) 過去の規約違反等により、システムの利用資格の取消しが行われていることが判明した場合。
- (3) 登録申請時に虚偽、誤記又は記入漏れがあったことが判明した場合。
- (4) 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）であると認められた場合。又は、利用者本人若しくは団体の構成員が同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という）であると認められた場合。
- (5) その他、公社がシステムの利用を不適当と判断した場合。

(利用者ID及びパスワード)

第7条 公社は、利用者登録を受けた者（以下「利用者」という。）に異なる6桁の利用者番号を付与します。

- 2 前項の場合において、利用者は任意のパスワードをシステムに登録します。
- 3 利用者は、利用者ID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与をすることはできません。
- 4 利用者は、利用者ID並びにパスワードの管理及び使用について責任を持つものとし、公社及び他の利用者に損害を与えることのないよう、また、第三者に知られることのないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(登録申請・届出事項の変更)

第8条 利用者は、利用者登録の申込みにより届け出た住所又は所在地、氏名又は名称その他の届出事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を公社窓口へ届け出るものとし、公社は届出があったときは第4条に規定する確認を行います。ただし、パスワード、電話番号及びメールアドレスについては、利用者がシステムから変更することができます。

- 2 住居表示の変更による住所の変更等、公社が特に認めた場合は、前項の届出によらず公社は利用者の情報を変更できることとします。
- 3 第1項に基づく変更の届出、又はその他の事由により利用者の登録区分が変更となった場合は、変更後の登録区分において、利用を承認することとします。
- 4 代表者又は連絡者が変更となった場合、変更前及び変更後の両者について、第4

条に規定する確認を行います。

(利用者 ID 及びパスワードの漏洩)

第 9 条 利用者は利用者 ID 及びパスワードを第三者に知られたときは、直ちにその旨を公社に届け出るものとします。

2 前項の場合において、第三者に知られた利用者 ID 及びパスワードは、使用することができないものとします。この場合において、当該利用者であった者は、再度、第 3 条の規定により、利用者登録の申請を行うことができます。

(登録の抹消等)

第 10 条 公社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を抹消し、又は利用を一時的に停止することができるものとします。

- (1) 利用者 ID 及びパスワードが第三者に知られたとき。
- (2) 利用者から利用者登録等の抹消の申出があったとき。
- (3) 利用者が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 利用者登録の申請又は当該届出事項の変更の届出により届け出た事項に虚偽の内容があったとき。
- (5) 重複した登録を行ったとき
- (6) 利用者への連絡が長期にわたって取れないとき。
- (7) 利用者が虚偽その他不正な手段により、システムの利用をしたとき。
- (8) 利用者 ID 及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与したとき。
- (9) 利用日に無断で使用しないとき、又はみだりに利用変更の申請をしたとき。
- (10) 施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為のあったとき。
- (11) 利用者が暴力団であると認められたとき。また、利用者本人又は団体の構成員が暴力団員又は暴力団関係者であると認められたとき。
- (12) その他、公社が必要と認めるとき。

(メール等の配信)

第 11 条 利用者がメールアドレスを登録した場合に限り、予約の申込み及び取消しの確認メールを配信します。

(利用の申請)

第 12 条 施設を利用する場合は、システムによる利用申請を行うものとします。

2 公社は、利用申請の内容を確認し、予約内容をシステムに登録します。

(利用申請の受付開始日及び時間)

第 13 条 利用等をしようとする月分の利用申請の受付開始時間は、規則で定める利用申請の受付開始日の午前 9 時とします。(ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に該当する場合は、直近の平日とする。)

(サービスの利用可能期間及び時間)

第14条 システムのサービスを利用することができる時間（前条に定めるものを除く。）は、午前0時から翌日午前0時までとします。（ただし、システムの保守時間及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。）

（仮予約の変更）

第15条 システムに登録された利用申請（以下「仮予約」という。）の変更を行う場合は、利用申請を取り消し、新たに利用を申請するものとします。

（仮予約後の手続）

第16条 仮予約については、利用の申請を行った日から起算して8日以内（利用の申請を行った日から起算して利用日の前日までの日数が8日に満たない場合は、利用日の前日まで）にこの規約及び関係規程の定めるところにより、利用料金を納付するものとします。この場合において、施設の仮予約について、当該納付をもって利用の承認とみなします。

2 前項の利用料金の納付については、公社窓口での納付のほか、システムのオンライン決済機能を利用した次の各号に掲げる方法により行うことができます。

(1) Web クレジットカード決済

(2) PayPay 決済

(3) コンビニオンライン決済

3 前項の電子納付による利用料金の納付は、オンライン決済機能の操作が正常に完了した時点で行われたものとみなします。

4 第2項の規定によりオンライン決済機能を利用して利用料金を納付した場合は、公社は領収書の発行を省略することができるものとします。

（仮予約の取消し）

第17条 仮予約の取消しについては、公社窓口への申出又はシステムから行うことができます。

2 仮予約について、前条第1項に規定する期間内に同項に定める手続を行わなかった場合は、当該期間を経過した日に当該仮予約の取消しがあったものとみなします。

（利用等の承認の取消し）

第18条 仮予約について、この規約及び関係規程の定めるところにより、利用の承認を受けた場合は、当該利用の承認の取消しは、公社窓口への申出又はシステムから行うことができます。

2 オンライン決済機能を利用して利用料金を納付し、前項の規定によりシステムから利用の承認の取消しを行った場合で、かつ利用料金の返還が発生する場合は、オンライン決済機能により利用料金が返還されます。ただし、オンライン決済機能による利用料金の返還ができない場合は、現金により返還されます。

（サービスの一時的な中断）

第19条 公社は、次の各号に該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、

一時的にシステムを中断する場合があります。

- (1) システムの保守を定期的に、又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりシステムの運用ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりシステムの運用ができなくなった場合
- (4) 暴動、騒乱、労働紛争等によりシステムの運用ができなくなった場合
- (5) その他運用上・技術上において、システムの一時的な中断が必要であるとま公社が判断した場合

(システム内容の保証及び中断)

第20条 システムの内容は公社がその時点で提供するものとします。公社は、提供する情報又は利用者が登録する情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に対し、いかなる保証も行いません。

(システム内容の変更)

第21条 公社は、利用者への事前の通知及び承諾なく、システムの諸条件、運用に関する規則及びシステムを変更することがあります。内容の変更については、利用者が当該サービスを受けるために、利用者 ID 等を入力したとき、承認したものとみなします。

(設備等)

第22条 利用者は、システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信サービス及びその他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備するものとします。

- 2 利用者は、公社が推奨する環境において、システムから施設の予約、確認等を行うことができます。

(その他のサービス等)

第23条 利用者が、本規約に規定のない提供サービスを利用したときは、当該提供サービスの利用規則又はこれに相当するものに従うものとします。

(個人情報保護)

第24条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、公社は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

- 2 その他の事項において、公社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理し、取り扱うものとします。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第25条 利用者は、公社が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、公社を通じ、当該第三者の承認を得ることを含む。）を除き、システムを通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができません。

- 2 利用者は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

(その他の禁止事項)

第26条 前条に定めるもののほか、利用者はシステムの利用において次の各号に掲げる行為をすることができません。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の利用者又は第三者の権利若しくはプライバシーを侵害し、又は名誉を毀損する行為
- (4) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 公職選挙法に抵触する行為
- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる行為
- (8) システムの運用を妨げ、あるいは公社の信用を毀損又は失墜するような行為
- (9) 不正な利用者 ID 及びパスワードを使用する行為
- (10) システムの目的に反する行為
- (11) システムの提供する情報の改ざん及び侵入を目的とする行為
- (12) その他、公社が不適当と認める行為

(情報等の削除)

第27条 利用者が登録した情報等の内容が第25条から本条までに規定する禁止事項に抵触する場合、公社は利用者に事前に何ら通知することなく、当該情報等を削除することができるとともに、システムの利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すことができるものとします。

(損害賠償及び自己責任の原則)

第28条 公社は、システムの利用により発生した利用者又は第三者に対する損害について、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

- 2 前項の場合において、利用者は自己の責任と費用をもって発生した問題を解決し、公社に損害を与えることのないものとします。利用者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法な行為によって公社又は第三者に損害を与えた場合、公社は、利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

(免責事項)

第29条 次の各号に掲げる事項に該当するときには、そのために生じた損害について公社は責任を負わないものとします。

- (1) システムで提供するサービスを利用するに当たり、入力されたパスワードとシステムに登録されたパスワードとが一致してシステムが利用された場合において、利用者に何らかの不利益が生じたとき。
- (2) 利用者がその責に帰すべき事由により、システムの利用又は情報の登録に際し、

他の利用者又は第三者に損害を与えたとき。

(3) 利用者が、公社の推奨する環境以外の設備でシステムを利用し、利用者になんかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。

(4) 既に予約をした施設において、天災、天候及び施設、設備等の破損等により施設利用ができなくなった場合に、利用者になんかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。

(5) 施設において緊急に工事等が必要になった場合に、利用者になんかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。

(6) システムの遅延又は中断等が発生し、その結果により利用者又は第三者になんかの不利益が生じたとき。

付 則

この規約は、令和7年10月1日から適用します。

別表 1

対象施設	対象室
なりひら神明橋集会所（墨田区業平5丁目6番2号）	和室 多目的室